

I はじめに

1 新型インフルエンザ等の発生と危機管理

新型インフルエンザは、季節性インフルエンザのウイルスとはその抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより発生するものである。ほとんどの人が新型インフルエンザに対する基礎免疫を獲得していないため、新型インフルエンザが発生すると世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害と、それに伴う深刻な社会的経済的ダメージをもたらすことが懸念されている。

新型のウイルスは、それぞれの人や動物の体内で遺伝子の変異と増殖を繰り返しており、これらの変異の課程でこれまでに人類が遭遇したことの無い新たな感染力と致死率の高い病原性を持つウイルスが発生する可能性がある。

近年、東南アジアなどを中心に鳥の間で高い病原性を示す鳥インフルエンザ（A/H5N1）ウイルスによる感染が確認されており、このウイルスが人に感染し死亡する例も散発的ではあるが報告されている。

2009 年（平成 21 年）4 月には、新型インフルエンザ(A/H1N1)がメキシコで確認され世界的な大流行となり、病原性は季節性インフルエンザと同程度であったが、わが国においても、一時的、地域的に、医療現場の混乱や物資のひっ迫などが起こった。

また、2013 年（平成 25 年）3 月には、鳥インフルエンザ（A/H7N9）ウイルスの、人への感染が初めて中国において確認され、死亡者も出ている。このようなことから、従来から注目されてきた A/H5N1 型に加え、A/H7N9 型の鳥インフルエンザウイルスからも新型インフルエンザが発生するのではないかと懸念されている。

そのため、新型インフルエンザ等が発生した場合には、市の危機管理として対応する必要がある。

本市としては、「感染拡大を可能な限り抑制し市民の生命及び健康を保護すること」、「市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにすること」を主たる目的として対策を講じていく。

2 新型インフルエンザ対策の経緯

国は、2005 年（平成 17 年）に、WHO（世界保健機関）に準じて「新型インフルエンザ対策行動計画（以下「行動計画」という。）を策定して以来、数次の部分的な改定を行い、2008 年（平成 20 年）の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律（平成 20 年法律第 30 号。）」による新型インフルエンザ対策の強化を受け、2009 年（平成 21 年）2 月に行動計画を改定した。

同年の新型インフルエンザ（A/H1N1）の世界的大流行では、わが国の健康被害の程度は、諸外国と比較して低い水準にとどまったが、この対策実施を通じて、実際の現場での運用や病原性が低い場合の対応等について、多くの知見や教訓等が得られた。

これらの教訓等を踏まえ、病原性の高い新型インフルエンザが発生し、まん延する場合に備えるため、2011 年（平成 23 年）9 月に行動計画を改定するとともに、対策の実効性をより高めるための法制の検討を重ね、2012 年（平成 24 年）5 月に、病原性の高い新型インフルエンザと同様の危険性のある新感染症も対象とする危機管理の法律として、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「特措法」という。）を制定し、2013 年（平成 25 年）4 月に施行した。

特措法は、病原性の高い新型インフルエンザや同様な危険性のある新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的としたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。

本市においては、2014 年（平成 26 年）2 月に策定された「習志野市の危機管理指針」における 4 つの危機（①災害、②武力攻撃事態等及び緊急対処事態、③新型インフルエンザ等感染症、④その他）のうちのひとつとして、新型インフルエンザ等対策を位置付けている。

3 行動計画の作成

国は、特措法第 6 条に基づき、2013 年（平成 25 年）6 月に「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（以下「政府行動計画」という。）を作成した。

政府行動計画は、新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針や国が実施する措置等を示すとともに、都道府県が都道府県行動計画を、指定公共機関が業務計画を作成する際の基準となるべき事項等を定めており、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況に対応できるよう、対策の選択肢を示したものである。

千葉県は、2005 年（平成 17 年）11 月に「千葉県新型インフルエンザ対策行動計画」を作成し、数次にわたり改定を行ってきたが、政府行動計画の作成を踏まえ、特措法第 7 条に規定された行動計画として、平成 25 年 11 月に抜本的な改定を行い、千葉県における新型インフルエンザ等対策の基本方針を示す「千葉県新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「県行動計画」という。）を作成した。

本市でも、2006 年（平成 18 年）3 月に行動計画を作成し、その後 2009 年（平成 21 年）7 月に改定を行っているが、今回、特措法に基づく政府行動計画、県行動計画を踏まえ、特措法第 8 条の規定による「習志野市新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「市行動計画」という。）を作成することとした。

市行動計画作成に当たっては、全庁が一体となり取組みを推進するため、「習志野市危機管理に関する庁内検討委員会」（以下「庁内検討委員会」という。）において、市行動計画の検討を重ねた。

また、習志野市新型インフルエンザ等対策審議会（以下「審議会」という。）において、審議を行った。

本市の実効性ある新型インフルエンザ等対策を整備し、新型インフルエンザ等発生時の対策において役割を担う市民団体等の意見を反映させるため、審議会の委員は、専門家や関係行政機関の職員等の他に下記市民団体等の代表者に委員を委嘱した。

- 関係団体・市民団体（社会福祉協議会・町会・自治会・民生委員・児童委員・高齢者相談員・消防団等）
- 事業者（商店会・大型店舗・介護サービス事業者・障がい福祉サービス事業者等）
- 医療関係団体（医師会・歯科医師会・薬剤師会含む）・各医療機関等（薬局等含む）

市行動計画は、本市における新型インフルエンザ等対策の基本方針を示すものであり、本行動計画をもとにマニュアル等を作成するなど具体的な対応を図るものとする。

また、本行動計画に基づき、全庁が一体となり取組みを推進し、対策を実施することが必要である。

なお、本行動計画が対象とする感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）は、政府行動計画及び県行動計画と同様に、以下のとおりである。

○感染症法第 6 条第 7 項に規定する新型インフルエンザ等感染症（以下「新型インフルエンザ」という。）

○感染症法第 6 条第 9 項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの

本行動計画は、新型インフルエンザ等に関する最新の知見を取り入れ見直す必要があり、また、政府行動計画及び県行動計画が変更された場合、適時適切に変更を行うものとする。